

このような行為は カスタマー ハラスメントに 該当する可能性がります

人格を否定する
言動



電話などでの拘束
わいせつな言動



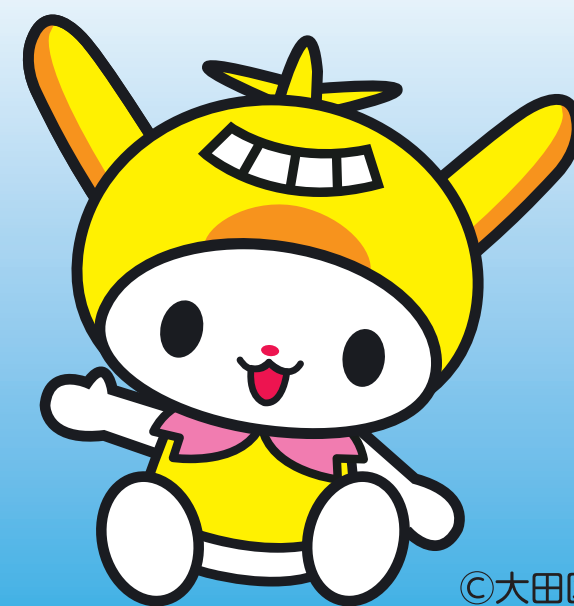
長時間の居座り
つきまとい



SNS の投稿や
中傷・拡散



このほか、就業者への身体的・精神的な攻撃、威圧的言動、土下座の要求、執拗な（継続的な）言動や差別的・性的言動、就業者個人への攻撃や嫌がらせ、過度な商品交換・金銭補償・謝罪・その他不可能な行為や抽象的な行為の要求もカスタハラに該当すると考えられます。



©大田区



大田区

心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区

